

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

[REDACTED]

処 分 庁 白石市福祉事務所長

審査請求人[REDACTED]が平成21年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで提起した保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

白石市福祉事務所長が平成21年5月8日付けで審査請求人[REDACTED]に対してした保護申請却下処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

白石市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成21年5月8日付け白福第372号で審査請求人[REDACTED]（以下「請求人」という。）に対してした保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

処分庁は、本件処分の理由において、「自らの能力を活用する場があるにも関わらず、その資源の活用を忌避していると判断しました。」としているが、[REDACTED]においては、[REDACTED]となっており、短時間の就労による収入のみでは生活を維持することが困難であることが明らかであるので、本件処分は不当であるとするものである。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

請求人から提出された審査請求書、[REDACTED]及び保護申請却下通知書の写し並びに処分庁から提出された弁明書及び本件処分に関する書類によれば、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日に勤務先であった[REDACTED]からの求めに応じて[REDACTED]同日以降、旧勤務先に出勤しなかったこと。また、同日から2週間程度経過した後、旧勤務先から請求人に連絡をとったところ、請求人から[REDACTED]旧勤務先に行きづらくなった旨の話があり、請求人は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日に、旧勤務先に対し、[REDACTED]
- (2) 請求人は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日に白石市福祉事務所を訪れ、生活保護に関する相談をし、その際、以下の内容の申述をしたこと。
 - イ [REDACTED]
 - ロ [REDACTED]
- (3) 処分庁の担当者は、前記（2）の相談に対し、[REDACTED]復職するよう指導したこと。

- (4) 請求人は、平成[]年[]月[]日に白石市福祉事務所を訪れ、[]
[]という理由により、生活保護の申請をしたこと。
- (5) 白石市福祉事務所の担当者は、同日に請求人の旧勤務先を訪れ、要保護者に関する調査を行い、以下の事実を知ったこと。

イ []
 ロ []
 ハ []
 []
 []
 []
 []
 ニ []

- (6) 処分庁は、平成21年5月8日付け白福第372号で「自らの能力を活用する場があるにもかかわらず、その資源の活用を忌避している」という理由により、本件処分をしたこと。

2 判断

(1) 生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）I-1(2)では、生活保護の申請があった場合には、「能力活用の確認が必要と認められる要保護者には、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第28条に基づく検診命令を実施し、要件の確認の審査を徹底する。さらに、必ず実地調査を行うとともに、申請以前の生活状況や保護の申請に至った理由を的確に把握する」としている。また、課長通知I-1(3)では、「保護の要否判定、保護の決定にあたっては、要保護者への調査指導を徹底し」、「また、資産、能力及び他法他施策の活用や、扶養義務者の扶養が十分でないケースに対しては、適切な助言指導を行う。資産、能力等の活用に関する助言指導に従わないときは、真に急迫した状況（中略）にある場合を除き、保護の要件を欠くものとして申請を却下することも検討する。保護の要否判定の結果、資産、能力等を活用してもなお、最低生活費の需要が満たされない場合、保護を開始することとなる」としている。

(2) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11の1の(2)では、保護申請時における助言指導については、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること」としている。

(3) 生活保護手帳別冊問答集2009（以下「別冊問答集」という。）の問11-3では、「稼働能力があり、その機会があるにもかかわらず、就労稼働しない場合は、一般的には法第4条第1項に規定する保護の要件としての能力の活用を欠くものであると解されるから、そのような者からの保護開始申請は却下する」ことになるが、「その者の身体的能力等により社会通念上客観的にその職業に就くことを期待できないような場合には、そのような職業に就くような指導指示を行うべきではないことは当然である」としている。

(4) 請求人は、前記1(4)のとおり[]を理由に生活保護の申請をしたことが認められる。この場合においては、処分庁は、前記(1)の課長通知I-1(2)の規定により、請求人の[]について調査するため、法第28条第1項の規定による保護の



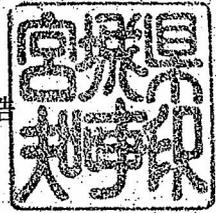
実施機関の指定する医師の検診を受けるべき旨の命令をしなければならないところ、処分庁がこれを行った事実は認められない。このため、請求人の稼働能力について医学的かつ専門的な見地からの判断がなされていないと認めるのが相当である。

- (5) 請求人は、前記1 (5)イのとおり [redacted] また、前記1 (5)ハのとおり [redacted] 認められるところ、処分庁は、請求人が [redacted] 復職し、従来どおり就労することができるかどうかについて、旧勤務先に対し、確認した事実は認められない。
- (6) 処分庁は、弁明書において、復職するよう指導したが当該指導に従わず、 [redacted] したことをもって、請求人は、就労に対する意欲を欠き、利用しうる資源の活用を忌避している旨を述べているが、前記(4)のとおり請求人の稼働能力について医学的かつ専門的な見地からの判断がなされておらず、また、前記(5)のとおり請求人の復職の可能性についても明らかでない部分があるため、処分庁の当該指導は、前記(3)で述べた「行うべきではない指導」であったと認められ、前記(2)の局長通知第11の1の(2)に規定する「適切な助言指導」であったとは認められない。
- (7) 前記(6)のとおり請求人が処分庁の指導に従わなかったことをもって、前記(2)及び(3)で述べたように保護申請を却下することはできないと認められ、また、前記(4)及び(5)のとおり、本件処分は、必要な手続及び調査を欠いていることが認められる。これらの点について、本件処分は、不当であると判断せざるを得ない。

以上のとおり、本件処分は不当な処分であり、請求人の主張は、理由があるものと認め、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成22年3月31日

宮城県知事 村井嘉浩



(教示)

- 1 この裁決に不服があるときは、法第6.6条第1項及び行政不服審査法第5.3条の規定により、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決に不服があるときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定により、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として仙台地方裁判所に裁決の取消しの訴えを提起することができます。また、法第6.9条の規定により、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる処分をした白石市を被告として仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

